

課 題 名	R D F 焼却・発電施設整備事業の推進について
-------	--------------------------

1 論点の概要

R D F 焼却・発電施設整備事業の推進については、国庫補助金の確保など財源確保、有効かつ合理的な灰処理方法の確立、安定的な売電収入の確保に努めるとともに、廃棄物処理の観点から市町村負担についての理解を求め、円滑な事業運営を図る必要がある。

2 見直しの成果

(1) 灰処理方法

R D F 焼却・発電施設の灰処理については、国のダイオキシン対策が強化されたことにより、新設の焼却施設については、原則として灰の溶融固化設備が必要となり、経費が増すこととなった。

このため、灰処理方法について技術提案を求める一方、灰の再資源化利用(セメント原料化)について調査したところ、技術的には可能であるということを確認した。

(2) 国庫補助金の確保

通産省補助について、国家予算要望活動等の結果、より有利な補助事業が適用されることとなった。

《従前と新規の補助事業名及び補助率》

・通産省	従前	環境調和型エネルギーコミュニティ形成促進事業	補助率15%
	新規	地域新エネルギー導入促進事業	補助率50%以内
・厚生省	平成12年度「ダイオキシン対策のための財政措置」	廃棄物処理施設整備費国庫補助金	1/4 1/3

3 今後の見直しの方向

R D F 焼却・発電事業の採算性は厳しい状況にあることから、安定的な売電収入の確保や更なる維持管理コストの低減等に努め、円滑な事業運営を図る必要がある。

(1) 安定的な売電収入の確保

事業の運営経費については、売電収入を充てることとしているが、ダイオキシン類等の排ガス対策等に経費が多くかかることからコストが割高になり、電力入札による独立電気事業者との価格競争にはなじまない。このため、電力会社が設定している廃棄物発電余剰電力単価を適用し、売電収入を確保することになる。

しかし、この余剰電力単価は石油価格等により変動し、また、契約期間も1年ごとの契約となっていることから事業運営は不安定なものになる。

このため、有利な売電条件を目指して電力会社と折衝するとともに、国に対してR D F 発電の環境特性を評価した新料金制度の創設を今後とも要望していくものとする。

(2) R D F 処理に係る市町村負担金

近年の電力自由化の流れ等から売電単価が下がりつつあり、売電収入のみで運営していくことが非常に厳しい状況にある。

このようなことから、安定的な売電収入の確保に努めることとするが、なお不足する場合は関係市町村にR D F 処理に係る費用の負担を求める必要がある。

このため、関係市町村とR D F 運営協議会(仮称)を設置し、市町村と一体となってR D F 化構想を推進していくこととし、その中で負担金の必要性について、協議を行うこととする。

(3) 焼却灰のセメント原料としての有効利用

焼却灰をセメント原料として処理するにあたり、法令に基づく一般廃棄物処理施設に係る許可が必要となる。また、灰処理施設からの排水の下水道放流についても地元市町村の合意を得る必要がある。

今後とも、地元の理解を得るため協議を行うこととする。